

退職金支給規程

第1条（目的）

この規程は、東京医療保健大学就業規則第32条に基づき、常時勤務する職員が退職した場合に支給する退職金の支給について定めたものである。この規程における職員とは、東京医療保健大学就業規則第2条に定められた教育職員、事務職員、現業職員をいう。

第2条（支給事由）

1. 職員が東京医療保健大学就業規則第9章の規定により退職または、解雇された場合は、この規程による退職金を支給する。
2. 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、退職金の全部又は一部を支給しない。
 - (1) 懲戒解雇の処分を受けたとき
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、退職し、または解雇されたとき
 - (3) 退職後、支給日までの間において、在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が認められたとき

第3条（受給者）

退職金は、職員が退職した場合には本人（死亡による退職の場合にはその遺族）に対し支給する。

第4条（遺族の範囲及び順位）

1. 教職員が在職中死亡したときの退職金を支給する遺族の範囲は、次の各号の一に掲げるところによる。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが教職員の死亡当時、事実上婚姻と同様の関係にあった者を含む）
 - (2) 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹その他の親族で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹その他の親族で、前号に該当しない者
2. 退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号の掲げる順位による。
3. 退職金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

第5条（勤続期間の計算）

退職金の算定基礎となる勤続期間の計算は、採用発令の日の属する月から退職発令の日の属する月までとし、育児休業期間、介護休業期間及び、休職期間の月数はこの期間に参入しない。

第6条（標準俸給月額）

財団法人私立大学退職金財団退職資金交付業務方針書における標準俸給月額は、次の通り決定する。

1. 教員職員の場合、基本年俸（諸手当を除いた額）を16で除して得た額。
2. 事務職員及び現業職員の場合、基本給の月額。

第7条（支給額）

退職金の支給額は、財団法人私立大学退職金財団退職金資金交付方法書の定めるところにより決定する。

第8条（支給方法）

退職金は、退職発令の日から10日以内に所定の手続を経て支給する。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、大学経営会議で決定する。

（附則）

- 1、本規程は、平成17年4月1日から適用する。
- 2、平成18年3月31日に青葉学園短期大学に在籍していた教育職員は、第4条の規定にかかわらず、別に決定することができる。
- 3、本規定は、令和6年4月1日から適用する。